

一般議案用

消防局

議案第154号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第154号 大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、別添の資料をもとに説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

改正概要についてですが、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生しました林野火災を受けて、総務省消防庁において開催されました消防防災対策のあり方に関する検討会により、林野火災に関する注意報や林野火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部改正通知に基づき、大津市火災予防条例の一部を改正するものです。

説明資料の3ページをお願いします。

主な改正内容についてですが、従前からの火災に関する注意報及び警報に加え、林野火災の予防に限定した林野火災に関する

注意報及び警報を新設するものです。

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めると
きは、林野火災に関する注意報を発令することができることとしま
す。

なお、発令要件につきましては、大津市火災予防規則に規定する
こととします。

また、林野火災に関する注意報を発令した場合には、解除される
までの間、市の区域にある者は、大津市火災予防条例第30条各号
に定める火の使用の制限に努めなければならないこととします。

大津市火災予防条例第30条各号に規定する火の使用の制限につ
きましては、山林、原野等への火入れをしないこと、煙火を消費し
ないこと、火遊び又はたき火をしないこと、可燃物の付近で喫煙を
しないこと、山林、原野での喫煙をしないこと、残火、取灰、火粉
を始末することとします。

説明資料の4ページをお願いします。

火災予防条例上における「火災に関する警報」は消防法第22条
第3項に規定するものであることを明確化するとともに、市長は、
林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発令したときは、

林野火災の発生の危険性を勘案して、大津市火災予防条例第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することとします。

林野火災に関する警報の発令要件及び林野火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域の指定については、大津市火災予防規則に規定することとします。

なお、改正条例の施行日については、令和8年1月1日としております。

以上で、議案第154号大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。